

日金協（会）第令 1-49 号

令和元年 9 月 19 日

貸金業者各位

日本貸金業協会

会長 今井 三夫

## 令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害に係る被災者への 対応について

今回の令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う災害により被害を受けられた皆さま  
に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、貸金業者の皆さまにおかれましては、今回の災害により、災害救助法が適用され  
た地域内の被災者であるお客様に対し、状況に応じ下記のような適時、適切な対応をして  
いただくようお願い申し上げます。

### 記

1. 被災者からの借入申込みや債務の支払条件の変更申込み等の相談等について、被災者  
の要請内容や被災状況等の生活実態を踏まえて、きめ細かく丁寧に対応すること。
2. 督促等の回収業務にあたっては、特に被災状況等を十分に配慮したうえでカウンセリ  
ングを中心とした対応に努めること。

以 上

※ 令和元年 9 月 12 日時点で公表された災害救助法適用市町村の詳細は、別紙「令和元年  
台風第 15 号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について【第 1 報】」をご参照  
ください。なお、適用市町村は今後追加される可能性があります。

（出典：内閣府 防災情報のページ>災害救助法の適用状況

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)）

※ 災害救助法が適用されたことにより、本災害は、「自然災害による被災者の債務整理に  
関するガイドライン」の適用対象となりますのでご注意ください。

本件に関する照会先

日本貸金業協会 会員業務部

TEL 03-5739-3014



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

## 令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について 【第1報】

### 1. 災害の概要

令和元年台風第15号の影響による停電に伴い、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県は25市15町1村に災害救助法の適用を決定した。

| 災害救助法<br>適用市町村  | 法適用日 | 被害の状況等  | 備 考                 |
|---|------|---|---------------------|
| <b>【千葉県】</b><br>千葉市<br>（ちばし）<br>中央区<br>（ちゅうおうく）<br>花見川区<br>（はなみがわく）<br>稲毛区<br>（いなげく）<br>若葉区<br>（わかばく）<br>緑区<br>（みどりく）<br>銚子市<br>（ちょうしし）<br>館山市<br>（たてやまし）<br>木更津市<br>（きさらづし）<br>茂原市<br>（もばらし）<br>成田市<br>（なりたし）<br>佐倉市<br>（さくらし）<br>東金市<br>（とうがねし） | 9月9日 | 令和元年台風第15号の影響により停電が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 | 災害救助法施行令第1条第1項第4号適用 |

| 災害救助法<br>適用市町村  | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|---|------|--------|-----|
| 旭市<br>（あさひし）<br>勝浦市<br>（かつうらし）<br>市原市<br>（いちはらし）<br>鴨川市<br>（かもがわし）<br>君津市<br>（きみつし）<br>富津市<br>（ふつつし）<br>四街道市<br>（よつかいどうし）<br>袖ヶ浦市<br>（そでがうらし）<br>八街市<br>（やちまたし）<br>印西市<br>（いんざいし）<br>富里市<br>（とみさとし）<br>南房総市<br>（みなみぼうそうし）<br>匝瑳市<br>（そうさし）<br>香取市<br>（かとりし）<br>山武市<br>（さんむし）<br>いすみ市<br>（いすみし）<br>大網白里市<br>（おおあみしらさと<br>し）<br>印旛郡酒々井町<br>（いんばぐんしすい<br>まち）<br>印旛郡栄町<br>（いんばぐんさかえ<br>まち）<br>香取郡神崎町<br>（かとりぐんこうざ<br>きまち） |      |        |     |

| 災害救助法<br>適用市町村   | 法適用日 | 被害の状況等 | 備 考 |
|--|------|--------|-----|
| 香取郡多古町<br>（かとりぐんたこまち）<br>香取郡東庄町<br>（かとりぐんとうのしょうまち）<br>山武郡九十九里町<br>（さんぶぐんくじゅうくりまち）<br>山武郡芝山町<br>（さんぶぐんしばやままち）<br>山武郡横芝光町<br>（さんぶぐんよこしばひかりまち）<br>長生郡一宮町<br>（ちょうせいぐんいちのみやまち）<br>長生郡睦沢町<br>（ちょうせいぐんむつざわまち）<br>長生郡長生村<br>（ちょうせいぐんちょうせいむら）<br>長生郡白子町<br>（ちょうせいぐんしらこまち）<br>長生郡長柄町<br>（ちょうせいぐんながらまち）<br>長生郡長南町<br>（ちょうせいぐんちょうなんまち）<br>夷隅郡大多喜町<br>（いすみぐんおおたきまち）<br>安房郡鋸南町<br>（あわぐんきよなんまち） |      |        |     |

2. これまでにとられた措置  
・避難所の設置等

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者行政担当）付  
 阿部、杉山、堀田  
 TEL 03-3593-2849（直通）

# 災害救助法の概要

## 1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

## 2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

## 3. 救助の種類

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与
- 飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索・処理
- 障害物の除去

## 4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)

## 5. 国庫負担

| 普通税収入見込額の割合                      |   | 国庫負担割合   |
|----------------------------------|---|----------|
| ① 収入見込額の 2 / 100 以下の部分           | → | 50 / 100 |
| ② 収入見込額の 2 / 100 超 4 / 100 以下の部分 | → | 80 / 100 |
| ③ 収入見込額の 4 / 100 超の部分            | → | 90 / 100 |